［論　説］

中国民事訴訟法の裁判監督手続による判決の「確定」について
──再審制度のあり方に見る社会主義法制から市場経済法制への変革──

畠　山　敏　光

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　裁判監督制度とは
　1　背景
　2　裁判監督手続の概要
　3　問題の所在─判決の不確定性
Ⅲ　歴史的沿革
　1　中国固有法における伝統的裁判観
　2　ソビエト法の継受とマルクス主義認識論
Ⅳ　「実事求是，有錯必糾」の変革
　1　法的真実の採用と「依法糾錯」への修正
　2　手続的正義の重視
Ⅴ　国家権力による関与の是非
　1　人民法院
　2　人民検察院
Ⅵ　法律の規定の変遷
　1　2007 年法
　2　2012 年法
Ⅶ　おわりに

Ⅰ はじめに

中国は，1980 年代から改革開放政策に基づいて社会主義市場経済の路線を推し進め，2001 年の WTO 加盟以降，急速に経済成長を遂げていったが，これに伴って急速に法整備も進められた。しかし，共産党指導の社会主義体制を維持したままでなされた市場経済の導入によって物権法や独占禁止法のような資本主義法の導入も図られる一方で，マルクス・レーニン主義に基づく民主集中制を原則とし，三権分立制を明確に否定する中国法では憲法などの公法分野で社会主義法制が色濃く残されている傾向があり，その結果，現代中国法には，社会主義法制の基礎に資本主義法制を接ぎ木する，ないし，社会主義法制の市場経済化という世界法制史上稀有な現象が現れている。

わが国の法律と類似する法律も非常に多い現在の中国法の中で，裁判制度はわが国や他の資本主義諸国のものと大きく異なり，特に，中国法においては，終審判決，上訴期間を経過した判決が「確定判決」と表現されず，単に既判力，執行力，形成力などの効力を生じたという意味で「法律上効力を生じた判決」と表現されて法の条文等に頻繁に出現するが，これは，社会主義国に特有の「裁判監督手続」により再審が広く認められて判決が事後に見直されることが多く，判決の「確定」という観念に希薄であることを背景とするためであるという[1)]。

そこで，本稿では，個々の再審事由を巡る個別的・具体的な議論など，中国特有でなくどの国にも共通する問題は割愛するが，中国の民事訴訟で裁判監督制度による判決の不確定性がもたらす問題を明らかにして，その理念的な根拠と歴史的な由来を探り，社会主義市場経済体制に相応しい裁判監督制度とするために従来の制度にどのような変革がされているか，主に本国の学説と近年の立法動向を整理しつつ紹介する。

---

1) 中国法制史家の滋賀秀三氏も，裁判監督手続の存在を考慮して，原語の「（已経）発生法律効力的判決」を中国特有の法律用語として純語学的に見ても「確定」より「効力を生じた」と解するのが妥当であり，いつでもどのようにも変更され得るこれを「確定判決」と解するのは言葉の矛盾であると述べている（滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社，1984 年）255-257 頁）。

Ⅱ　裁判監督制度とは

１　背景

中国の裁判機関は人民法院と呼ばれ，最高人民法院を頂点として高級人民法院，中級人民法院，基層人民法院の 4 級からなり，上訴は 1 回しかできず第二審が終審となる「四級二審制」が採用されている。

また，諸外国の裁判所と根本的に異なる点として，三権分立制を否定する中国では，各級人民法院は，裁判官がその級の人民代表大会常務委員会により任免されて[2]，その級の人民代表大会に明確に従属する上，予算を掌握する各級人民政府にも事実上影響されることから，地方保護主義[3]を生む要因を構造上内包している。また，同じ社会主義国でも旧ソビエト連邦においてですら存在しなかった特異な点として，「裁判官の独立」は完全に否定され[4]，裁判権の集団的行使によって裁判活動において民主集中制を実行するため，人民法院組織法第 36 条，第 37 条に基づき，重大，困難，複雑な事件の法適用及び裁判活動に関するその他の重大な問題については，各級人民法院に設置される裁判委員会で議論するとされている。

さらに，人民法院の上下の系統でも，最高人民法院は地方各級人民法院に対して司法解釈を，上級人民法院は下級人民法院に対して地方司法文書を，法律，手続の具体的な運用などについてそれぞれ制定して階層的な監督を行っていて，個別的・具体的な事件に付随して又は一般的・抽象的に条文の形式で制定されるこれらが法律に次ぐ一般的な法的拘束力を有している。判例が事実上の法源として以後の司法判断を拘束することもなかったので，中国で「判例法」というものはこれまで殆ど存在せず，これは，革命国家を標榜してきた中国において，旧体制の維持につながる判例法制度は，常に旧時代を打破して新たな歴史段階に進まなければならないとするマルクス主義革命史観に反すると観念されてきた思想的背景から個々の判決に先例としての拘束力や権威を認める訳には

---

2)　人民法院組織法第 42 条，第 43 条。

3)　地方保護主義とは，中国で司法分野において，地元の利益に有利な側の当事者に有利に訴訟が進行して恣意的な判断が下される現象をいう。一般的に北京，上海などの大都市以外の地方で顕著に見られるといわれる。

4)　田中信行「中国的裁判の独立」『中国法入門　田中信行研究室』<http://tanakacnlaw.wixsite.com/labo/c102-c1l5e>（2017 年 11 月 20 日最終アクセス）。

いかなかったため[5]であるが，本稿で論じる事情も関係しているのではないかと筆者は考える。

２　裁判監督手続の概要

　このように，中国の人民法院は，他国の裁判所と大きく異なる存在であるが，再審手続が民事訴訟制度に存在する点では同じである。しかし，中国で正式に制定された最初の民事訴訟法である1991年法では，第178条で「当事者は，既に法律上効力を生じた判決，決定について誤りがあると認めるとき，原審人民法院又は直近の上級人民法院に再審を申し立てることができる」とされ，第179条第1項で

　①原判決，原決定を覆すに足る新しい証拠があること。

　②原判決，原決定において事実認定の主要証拠が不足していること。

　③原判決，原決定において法の適用に確かに誤りがあること。

　④人民法院が法定の手続に違反し，事件の正当な判決，決定に影響し得ること。

　⑤裁判要員がその事件を審理するときに汚職収賄をし，私情から不正を行い，法を曲げて裁判をする行為をしたこと。

　のいずれかの要件に該当する場合，人民法院は，再審をしなければならないとされている。この点，例えば，わが国民事訴訟法第338条第1項（旧第420条第1項）のように大陸法圏の諸国では再審事由も具体的に規定されているが，それらと上記の再審事由を比較すると，一般的・抽象的で再審を広く認めるものとなっている。

　さらに，中国の民事訴訟の再審手続は，発動主体が当事者のみにとどまらない点でも他国の法制と大きく異なる。

　1991年民事訴訟法第177条では，各級人民法院の院長が当該人民法院の既に法律上効力を生じた判決，決定に確かに誤りがあることを発見し，再審を要すると認める場合に当該人民法院の裁判委員会で議論して決定するとき，又は最高人民法院が地方各級人民法院に対して，若しくは上級人民法院が下級人民法院に対して，それぞれ既に法律上効力を生じた判決，決定に確かに誤りがある

---

5)　田中信行「指導的案例と判例の違い」『中国法入門　田中信行研究室』<http://tanakacnlaw.wixsite.com/labo/c109>（2017年11月20日最終アクセス）。

ことを発見した場合に提審[6]をするか若しくは下級人民法院に再審を指令するときにも再審がなされる。

また，中国において，検察機関である人民検察院は，行政機関ではなく司法機関と位置付けられ，刑事訴追の権限にとどまらず国家の法律監督権を有する[7]ので，最高人民検察院が各級人民法院に対して，又は上級人民検察院が下級人民法院に対して，それぞれ既に法律上効力を生じた判決，決定に上記の①以外のいずれかの事由があることを発見した場合，抗訴[8]を提起しなければならず，地方各級人民検察院も同級の人民法院の既に法律上効力を生じた判決，決定に同じ事由があることを発見した場合，上級人民検察院に抗訴の提起を要請しなければならないとされ[9]，人民検察院から抗訴を受けた人民法院は，必ず再審をしなければならないとされている[10]。

この点，大陸法圏や英米法圏の諸国では，再審の訴えを提起するか否かは当事者のみによって自由に決定されることであり，当事者の申立てなしに裁判所が自ら再審を開始することは殆どない。

３　問題の所在—判決の不確定性

このため，中国の裁判監督手続では，簡単かつ頻繁に再審がされやすく，他国でいう「確定」判決をもって必ずしも事件が終結しないことが顕著な特徴となっていた。

まず，原裁判に「確かに誤りがあること」という再審事由は，恣意的な解釈適用の余地を生じさせているが，これが安易に再審を開始する口実とされ，大多数の再審の申立てが，例外的な非常救済手段としてでなく，単に裁判の結果を不満とする当事者が自己に不利な判決の執行を免れたり遅らせたりするために悪用されていた[11]。

---

6)　民事訴訟において，提審とは，最高人民法院が地方各級人民法院の，又は上級人民法院が下級人民法院の既に法律上効力を生じた誤りのある判決，決定を自ら審理し直す手続をいう。

7)　憲法第 134 条，1991 年民事訴訟法第 14 条。

8)　民事訴訟において，抗訴とは，人民検察院が国家の法律監督権に基づき，既に法律上効力を生じた誤りのある判決，決定について裁判監督手続に従って人民法院に再審を求める訴訟行為をいう。

9)　1991 年民事訴訟法第 185 条。

10)　1991 年民事訴訟法第 186 条。

11)　劉洋ほか『我国民事審判監督程序的反思与重構』（知識産権出版社，2008 年）168 頁。

さらに，大陸法圏の諸国では，再審申立期間が判決確定後に当事者が再審事由を知った日から 30 日或いは 2 ヵ月，除斥期間が判決確定の日或いは再審事由が発生した日から 5 年と定められている[12] が，中国の 1991 年民事訴訟法第 182 条では，当事者による再審申立期間が判決，決定が法律上効力を生じた日から 2 年以内としか定められていない。

また，多くの国の民事再審制度では，例えば，わが国民事訴訟法第 345 条第 3 項におけるように，同一事由による再審が認められず，新たな事由が発見されてさらに再審が認められるのでない限り，再審の回数も 1 回限りと厳格に制限されているが，中国の民事訴訟法では，長い間，同一の事実，同一の事由，同一の請求についてであっても再審の回数に制限がされていなかった。その結果，敗訴者は判決が覆されることを期待して再審を無制限に繰り返すことになって二審終審制も形骸化し，二転三転する裁判の結論によって勝訴者の権利は常に安定せず[13]，国家が訴訟により強制的に紛争を解決する制度も空洞化されていた。

さらにこれに加えて，人民法院の職権[14] と人民検察院の抗訴による再審もなされ，これらには，期間と回数の制限がない点で当事者の権利より大きな再審開始の権限があるので，当事者，人民法院，人民検察院の 3 者がそれぞれ一般的・抽象的な再審事由を主観的・恣意的に解釈して争い続けることで，効力を生じた裁判の不確定性の問題はさらに複雑・深刻なものとなる。

中国には，当事者による再審の申立て以外にも，憲法第 41 条第 1 項に基づく公民の権利として不服申立て（原語：申訴）の権利が存在し，人民検察院の抗訴も，職権により自発的になされるものは少なく，大多数は当事者からの不服申立てを受けてなされている実態がある。人民検察院への不服申立てにも期間と回数の制限がなかった上，人民検察院から抗訴が提起されれば，人民法院には再審を開始する義務があるので，一部の当事者は，再審の申立てが却下された場合や 2 年の再審申立期間が経過した場合[15] の有効な抜け道と考えて，或いは

---

12)　わが国民事訴訟法第 342 条，ドイツ民事訴訟法第 586 条，フランス民事訴訟法第 596 条。

13)　劉洋ほか・前掲注 11）186 頁。

14)　判決を下した中級人民法院の決定により 2002 年に再審がされた後，2009 年に上級人民法院の指令によりまた再審がなされたような例もある（黄慶棠「浅議民事審判監督程序的完善」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）55 頁）。

15)　2001 年 12 月 30 日に第一審判決が下されて上訴がされなかったので，第一審判決は効力を生じたが，2009 年 9 月になって当事者から人民検察院に不服申立てがされ，2010 年 3 月に人民検察院が抗訴を提起したという事例がある（帥国珍「当前民事抗訴権運行的錯位和矯正−兼

人民法院への再審申立てと同時に重複してすることで再審の開始をより確実にするため[16]など様々な意図で人民検察院への不服申立てを利用したり，人民代表大会や党政法委員会などを通じて人民法院や人民検察院に圧力をかけて再審を開始させているという現実もあった[17]。

こうして，人民検察院の抗訴も，当事者による再審申立てと同じほど多くなっているが，人民検察院の内部においても一部で抗訴事件の件数が業績考課の指標とされ[18]，人民検察院が判決書の誤記のみを理由に抗訴をした例すらある[19]など，人民検察院の抗訴権は制限も監督もされることなく放任されていた[20]ため，当事者の意思や利益を無視して恣意的に抗訴が提起されることもあり，人民法院の裁判を常に不安定な状態に置いていた。

この結果，中国の裁判監督制度では，再審の制限が非常に少ないので，再審の発動率が他の大陸法圏の国よりも遥かに高くなって[21]，判決が「確定」することなく何度でも事件が蒸し返され，一部の外国の学者に，中国には終審裁判権がないのかと疑われるまでになっていた[22]。

中国国内でも民事訴訟制度において最も争いの大きな部分として，裁判監督手続をどのように改革するかが長く争われ，司法改革の重点となっていたが，従来の裁判監督手続を現在の高度に確立された社会主義市場経済に適したものに再構築するには，再審の提起に適切な制限をして「確定判決」によって紛争を速やかに終結させて，当事者の権利が動揺しないようにすることが不可欠である。

しかしながら，従来の裁判監督手続にも有用かつ有意義な点が全くないという訳ではなく，伝統文化の影響も強く見られ，法の発展には連続性があって，いかなる新しい法制度もその国の現に存在する環境で実施されるため，外国の

論民事抗訴中検察権与訴権，審判権的衝突与協調」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）230 頁）。

16)　牛立敏=張樹民「困境与出路：対民事抗訴的再思考−以某中級法院近十年審結的民事抗訴案件的視点」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）168-169 頁。

17)　劉洋ほか・前掲注 11）164 頁。

18)　牛=張・前掲注 16）169 頁。

19)　王智濤「民事抗訴再審的正当性設置及其完善」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）178 頁。

20)　劉洋ほか・前掲注 11）44 頁。

21)　劉洋ほか・前掲注 11）140 頁。

22)　趙ほか「証拠，規則，論理−民事再審終局性実質要件与実現路径探討」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）131 頁。

制度や理論を導入する際にもこの点に留意される必要がある[23]。従って，裁判監督手続を再整備するためには，まず，中国で裁判監督制度が形成された歴史的根源を明らかにしなければならない。

Ⅲ　歴史的沿革

1　中国固有法における伝統的裁判観

まず，民事と刑事，司法と行政が未分化だった前近代中国の封建社会においても，現代の再審に類似した制度が常に存在していたことが指摘されている。

最初の統一王朝である秦から漢，三国，晋，南北朝を経て隋代までは，判決が不当と認めるとき，原審機関，その直近の上級機関又は中央の最高審級に再審理を求めることのできる「乞鞫」という制度が存在しており，秦代に設けられた監察制度でも，法の実施の監督を主な職責とする監察機関に事件の再審理を申し立てることが認められていた。

唐律でも，懲役刑以上の犯人の不服申立てに応じて原審機関に再審理が義務付けられて，その上級機関に 1 級ずつ上がって最後には皇帝まで上訴することも許され，皇帝の公明正大さを示すため，既に結論の出た事件が上級司法機関によって再審理される場合もあった。さらに，宋律でも，判決が効力を生じてから 3 年以内に直近の上級機関に不服申立てを認める「理雪」制度と，重い刑罰や官吏の犯罪について判決を見直す臨時の裁判機関である「推勘院」が存在し，明清代には，最高審級である「九卿会審」でも判決への不服申立てが審理されていた。

これらのように，前近代の中国においても現代の裁判監督制度の原形が存在していたが，現代と同じく期間の制限が不明確なことが多く，上訴と再審の区別も曖昧であった。また，これらは，民衆の利益を保護するためのものではなく，恣意的で不正な裁判に対する民衆の不服申立てに応じたり，統治階級が自らそれを発見して是正することで階級対立を緩和して皇帝の専制統治を擁護する手段とされていたものであるので，特権性，随意性，功利性を免れず，民衆

23)　劉洋ほか・前掲注 11）76 頁。

を著しく欺瞞するものであった[24]。そこでは，ローマ法におけるような「一事不再理の原則」もなく，判決に至る手続自体の価値を重視する思想が生まれることもなかった。このような数千年の伝統的な法文化の下で形成された，原審の手続がいかに正当なものであっても裁判の結果に不服があれば何度も判決の見直しを求め，統治階級の意志によって偶然・随意に判決の見直しがされるという悪しき伝統は，後代の裁判監督制度にも深く影響しているといえる[25]。

近代になっても中国法は，個人の権利が軽視されていた法家時代の伝統を受けて，典型的な公法文化に属する中華法文化の影響から完全には脱却しておらず[26]， 訴訟制度にも職権的性格の強い行政的な伝統が受け継がれることになった[27]。しかし，現代の中国の裁判監督制度は，新中国成立以前だけでなくさらに独特の歴史的発展を経て形成されているので，その歴史的沿革を探ろうとするなら，新民主主義革命の時代にも触れなければならない[28]。

２　ソビエト法の継受とマルクス主義認識論

新中国の法制は，「旧法体系を打破し，新法体系を確立する」という指導思想の下，他の社会主義諸国と同様，社会主義国の代表であるソ連邦の法制を母法として形成された[29]。

レーニンは，西側資本主義諸国の三権分立制を否定し，民主集中制を唱えて議会たるソビエトを最高権力機関とし，その下で検察機関を行政権にも裁判権にも属さない独立した国家の法律監督機関と位置付け，ソビエトの一元的権力の下で国家権力が制御されるための保障とした。裁判監督手続による再審もソ連邦の訴訟法で最初に設けられたものである[30] が，このような事情から，ソビエト法では，裁判所の判決が法律に違反し不当である場合，主に検察機関が法律監督権を行使して再審をさせることを特徴としていた。

---

24) 劉洋ほか・前掲注 11）13-16 頁。
25) 劉洋ほか・前掲注 11）16 頁。
26) 劉洋ほか・前掲注 11）105 頁・143 頁。
27) 王朝輝「伝統訴訟文化視野下的民事再審程序之改造」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）26 頁。
28) 劉洋ほか・前掲注 11）19 頁。
29) 詹思敏=田昌琦「民事抗訴再審制度的両難和進路−従比較研究和実用視角看民事訴訟法修訂案的完善」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）206 頁。
30) 劉洋ほか・前掲注 11）80 頁。

同様に中国の検察制度でも，ソ連邦の検察制度が吸収されてレーニンの法律監督の思想が貫かれ，建国初期には，「裁判監督手続」というソビエト法から導入された名称で呼ばれる再審手続[31]を発動する権限が既に人民検察院には認められていた[32]。

また，同じく人民法院内部での裁判監督制度も建国初期から既に形成されており[33]，当事者の申立てによらず人民法院と人民検察院の職権によって再審が開始される制度が民事，刑事，行政の三大訴訟法を通じてそのまま現在まで踏襲されている。

人民法院の職権による再審は，前述したような中国固有の伝統的な法文化も淵源となっていると考えられるが，特に，新中国成立後に最高人民法院副院長を務めた裁判官・馬錫五による「馬錫五裁判方式」の影響も指摘されている。この裁判方式は，両当事者の提出する証拠にかかわらず，家父長的な役割の裁判官が裁判を主導して自ら法廷外で調査して直接証拠を収集し[34]，自ら誤りを探し出して是正するという積極性と廉潔さが国民党時代の腐敗とは鮮明な対照をなしたため大衆から熱烈に歓迎されたという[35]が，このように職権主義の性格が強く，刑事訴訟においてのみならず民事訴訟においても客観的真実の追究が重視されていたことには，マルクス主義認識論を指導思想としてブルジョワ階級の懐疑論と不可知論を排し，客観的真実を追究することを重要な基本原則としていたソビエト法の継受による影響を無視することはできない[36]。その結果，中国でも訴訟は認識活動と捉えられ，証拠を用いて客観的真実を解明した上で法律を正当に適用することがその目標とされた[37]。

マルクス主義認識論では，存在が一次的，認識は二次的であって，存在が認識を決定し，認識は存在の反映でしかないが，人間は客観的真実を認識して世界を認識する能力を有するとする可知論に立っている。そして，客観的事実は，必然的に外界に何らかの痕跡を残しているか，誰かに知られているので，証拠

[31] 王朝輝・前掲注 27）26 頁。
[32] 1954 年人民検察院組織法第 16 条。
[33] 1954 年人民法院組織法第 12 条第 1 項，第 2 項。
[34] 河村有教「現代中国刑事手続における裁判の不確定性−その制度的考察」『CDAMS ディスカッションペイパー』05/5J（神戸大学大学院法学研究科 CDAMS「市場化社会の法動態学」研究センター，2005 年 4 月）<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/80100008.pdf>（2017 年 11 月 20 日最終アクセス）11 頁。
[35] 劉洋ほか・前掲注 11）21 頁。
[36] 劉洋ほか・前掲注 11）105 頁。
[37] 河村・前掲注 34）19 頁。

を正確に収集して客観的真実と一致した認識をすることは可能であるとする[38]。そして，マルクス主義では，客観的実在を正確に反映したものが真理とされるゆえ，人間の認識の正否も，主観的な意識によってでなく，客観的に存在する真実と一致しているか否かによって決せられ，かかる認識活動を通じて真理に到達するのが革命的実践であるとされる。

中国において，マルクス主義認識論は，「実事求是」として党の思想路線とされている[39]が，毛沢東の解釈によれば，「実事」とは客観的に存在する一切の事物であり，「是」とは客観的事物の法則性であり，「求」とは探究することである[40]。人民法院の事実認定や法の適用に誤りがあれば，それはすなわち，「実事求是」という党の思想路線に反したこととなるので，「実事求是」から導かれる「有錯必糾」（誤りあれば必ず糾す）の原則に照らして徹底的に是正がされなければならず，「官無悔判」（官は判決を悔いず）という封建的な悪しき慣習を排して，判決に誤りがあれば，誤りを認めて正すのが誠心誠意全力を尽くして人民に奉仕する良き裁判官とされた[41]。人民法院と人民検察院が職権によって自ら再審を開始するのも「実事求是，有錯必糾」の指導思想に基づいて客観的事実を究極的価値として追求するためになされることである。

また，ソ連邦でも新中国成立後の数十年間でも，計画経済体制が敷かれていて，公法・私法の区別と民事関係の私法的性質が否定され[42]，すべての経済活動主体に固有の経済的利益が認められず，国家の計画に従うことが要求されていた[43]ので，人民検察院などのような国家機関が裁判監督を通じて民事領域に介入することができていた。人民検察院には，裁判の誤りを発見すればいつでも抗訴を提起して人民法院に再審を強制する権限があったのも，かかる経済体制を前提とするものであった[44]。

そこでは，民事訴訟で当事者は主体的地位と自己の処分権を認められない，裁判の客体にすぎない存在とされていたことから，1979 年の『中華人民共和国人民法院組織法』第 14 条第 4 項でようやく「各級人民法院は，……不服申立て

38) 鎖正杰『刑事程序的法哲学原理』（中国人民公安大学出版社，2002 年）94 頁（劉洋ほか・前掲注 11）134 頁から重引）。
39) 柴友邦主編『体制改革与完善訴訟制度』（中国人民公安大学出版社，1991 年）273 頁。
40) 毛沢東『毛沢東選集　第 3 巻』（人民出版社，重排本，縦書版，1953 年）801 頁。
41) 柴・前掲注 39）273 頁。
42) 詹=田・前掲注 29）206 頁。
43) 劉洋ほか・前掲注 11）106 頁。
44) 詹=田・前掲注 29）207 頁。

について，真摯に責任をもって処理しなければならない」と規定されたにすぎず，1982 年の『中華人民共和国民事訴訟法（試行）』第 158 条でも，具体的な再審事由について一切規定されることなく，再審が開始されるか否かはあくまで人民法院又は人民検察院の職権に委ねられていた。1991 年法では，再審を求める当事者の行為が「不服申立て」から「再審の申立て」と書き換えられて具体的な訴権と観念されたかのようであった[45)]が，1991 年の時点では，計画経済体制からいまだ脱けきっていなかったので，当事者による不服申立てや再審申立ても，実際には人民法院と人民検察院が判決の誤りを知る情報源としてしか扱われてこなかった[46)]。

これらのような民事訴訟のあり方は，計画経済体制には適するものであったが，現在の社会主義市場経済体制には到底適するものでない。

民事訴訟の場で「実事求是，有錯必糾」を厳格に実践するとなると，人民法院は，当事者の主張にかかわりなく事件の一切の真相を追究しなければならず，人民法院と人民検察院は，当事者の申立てがなくても職権で再審を開始して判決の誤りを是正しなければならないことになる。個別事件の実体的正義が強調されるあまり，民事訴訟が単に客観的真実の認識活動と観念されて，紛争解決としての本質的な機能が疎かにされると，職権主義の性格を強くし，裁判官はもはや中立の審判者たりえなくなって，私法領域に対する国家権力の過度の干渉を招くことになる。そして，手続的正義や訴訟経済，一事不再理のような原則は顧みられなくなって判決の確定性や法的安定性は失われる。

このため，市場経済体制に適応した民事訴訟制度とするためには，判決の確定性が確保されて紛争の一回的解決が図られ，当事者間の権利義務が速やかに安定するだけでなく，私的自治を基礎とした民事訴訟制度が構築されることで，当事者の私権に対する公権力の不当な干渉も排されなければならない。しかし，そのためにはまず，「実事求是，有錯必糾」を指導思想とした結果もたらされた「実体重視，手続軽視」という訴訟のあり方が変革されなければならないだろう。

---

45) 劉洋ほか・前掲注 11）25-26 頁。
46) 李軍「比較，検討与重構-以我国民事再審之訴的構建為視角」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）43 頁。

Ⅳ　「実事求是，有錯必糾」の変革

１　法的真実の採用と「依法糾錯」への修正

まず，「実体重視」のあり方をいかに変革すべきかについては，中国では，司法活動に対する党の指導を堅持することが疑う余地のない政治的前提とされている[47]ので，「実事求是」を堅持することを大前提として，これをどのように合理的に解釈，運用するかが問われることになると筆者も考える。

民事訴訟の場で「実事求是」について直接的な解釈，運用がなされると，上述のような問題をもたらしてきたが，そもそも「実事求是」自体は，人民の各活動が事物に内在する客観的法則に服することを求めるにすぎず，むしろ，人為的な制度である民事訴訟に内在する法則性とは，裁判官が一定の期間と手続で事実を明らかにし法律を適用することで，権威ある紛争解決策を導き出すというものであるので，「実事求是」自体からは，事実をすべて解明して誤りがあれば必ず是正されなければならないという結論は導き出されないとする指摘もある[48]。

この点，確かに，マルクス主義認識論でも，世界は可知的で，人類の認識活動は限りなく続いて永遠に完結することなく，現在認識できない事物も将来人間に認識されるものとなると教えているが，実際の認識過程では，ある時間と空間の範囲の現象を認識できなかったり，ある現象の認識に誤りが生じ得て，人間の認識能力には絶対性と相対性の二重の属性があること[49]，すなわち，人間の把握する真理には絶対的真理と相対的真理があることを認めている。「相対的真理と絶対的真理とのあいだには越えることのできない境界は存在しない」とレーニンはいう[50]が，それは，あくまで認識活動にいかなる制約もないことを前提とするのであり，人間の認識能力も多くの要因に制約され，客観的真実が

47)　劉国華「「日暮郷関何処是」−民事再審的終局性浅析」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）121 頁。
48)　劉国華・前掲注 47）123-124 頁。
49)　章武生ほか『司法現代化与民事訴訟制度的建構』（法律出版社，2000 年）568 頁（鄧見閣「我国民事再審程序啓動機制之理性分析」『正義網』（2011 年 1 月 10 日）<http://www.jcrb.com/jcpd/jcll/201101/t20110110_487786.html>（2017 年 11 月 20 日最終アクセス）から重引）。
50)　レーニン（マルクス=レーニン主義原典刊行会訳）『唯物論と経験批判論　上』マルクス=レーニン主義原典選書（青木書店，1966 年）204 頁。

常に完全に認識されると限らないことは，マルクス主義認識論でも認めている事実である。

実際に，客観的真実である実在事実の追究は過去を再現することであるが，時間の不可逆性及び空間の有限性によって，過去の実在事実を完全に再現できる可能性は皆無である。また，事実認定の際にも，異なる裁判官が異なる判断をすることもあり，客観的真実もその裁判官個人の認める「客観的真実」で，実際には相対的真実にすぎないので，結局のところ，客観的真実の追究は不可能・不適切なことである。このため，人間の認識能力の絶対性のみを意識してその相対性を無視するならば，判決により確定されるべき社会秩序も必然的に永久に不安定な状態に置かれるようになる。

また，客観的真実を追求するあまり，誤りが是正されることで得られる利益よりも遥かに大きな損失を国家や当事者に与えるようなことは訴訟経済に反し，さらに，客観的事実の追究に無制限に時間が用いられると「遅れた正義は否定された正義」という理念に反して，速やかな紛争解決を不可能にするので，市場経済には到底適するものでない。

これらのことから，中国においても，裁判官の認定事実である「法的事実」の証明基準を確立すべきとの見解が主流となっており[51]，法的事実について証拠を提出して証明する行為責任とその証明がされなかったときに不利益を負う結果責任との二重の意味が含まれる立証責任を，専ら当事者に負担させることで真偽不明な場合を解決して，人民法院は，あくまで中立的な審判者として自由心証主義によって法的事実を認定すればよいとされる。

このため，「実事求是」で追求されるべき価値も客観的真実から法的真実に代えるべきとする声が強くなっており，訴訟における「実事」とは，真正さの証明された証拠により認定事実が裏付けられることをいうと解する見解もある。また，「有錯必糾」の「錯」すなわち「誤り」の認定も裁判官によって異なり得，それに対する認識や見解が異なるだけで再審を認めるなら，判決の確定性が失われるので，主観的・恣意的な解釈適用を排するため，あらゆる「誤り」をすべて是正の対象とするのでなく，法律で具体的に定義された看過し得ない重大

51） 劉洋ほか・前掲注 11）136 頁。

な誤りに限って「誤り」とすべきであり[52]，再審手続においては「実事求是，依法糾錯（法に依り誤りを糾す）」が指導理念とされるべきと主張されている[53]。

この点，例えば，『最高人民法院の人民法院における再審の立件の規律に関する若干の見解（試行）』[54]（2002 年 11 月 1 日施行）第 8 条では，民事訴訟法第 179 条第 1 項に規定の 5 つの再審申立事由が 9 つに細分化されて，さらに，『人民検察院における民事・行政抗訴事件に関する取扱規則』[55]（2001 年 10 月 11 日施行）第 33 条から第 35 条でも，民事訴訟法第 185 条第 1 項で抗訴事由として採用されている同法第 179 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当する事由がそれぞれ詳細に列挙され，同じ法律上の再審事由について最高人民法院と最高人民検察院で解釈の齟齬，不統一が甚だしいという問題も見られたが，再審事由を具体的に限定する試みがされてきたことではある。

２　手続的正義の重視

マルクス主義認識論で追求する「客観的真実」に完全に依拠した「結果の正義」すなわち実体的正義の追求を種々の合理的理由から緩めるのである以上，「法的真実」によってもたらされる判決の結果を当事者に受け入れさせて紛争を真に解決するためには，実体的正義に代わる正義として「プロセスの正義」すなわち手続的正義を結果の正当性の根拠とすることが考えられるが，私見では，手続的正義とは，実体的正義を発見してそれに到達するのが，限界のある存在で，無謬な存在でない，神ならぬ人間には困難であるゆえ，結果の如何にかかわりなくそれを受け入れさせる責任を生じさせ，正当性を根拠付けるために考え出された便法であると考える。例えば，民主主義社会においては，自らの意思を政治に反映させるべく政治に参与する権利，機会がすべての市民にフェアに保障されるが，「政治」という結果には従わなければならない義務がすべての市民にある。なぜなら，政治権力の正統性とは，フェアで民主的なプロセスの正当性にあるのであって，もたらされる結果の正しく優れていることにあるのではないからである。

---

52)　劉洋ほか・前掲注 11）110 頁・120 頁・145 頁・163 頁。
53)　劉国華・前掲注 47）127 頁。
54)　原語：『最高人民法院関于規範人民法院再審立案的若干意見（試行）』
55)　原語：『人民検察院民事行政抗訴案件弁案規則』

このため，訴訟においても，手続的正義が裁判の正誤を判断する合理的基準となる[56]。民事訴訟では，客観的真実を発見してこれに到達することは保障されないが，従わねば不利益を伴う手続ルールが法で定められてそれが公開の法廷で厳正に執行され，立証，弁論への参加など，自分の主張を表明して自らの権利を守るための機会が十分かつ平等に当事者双方に与えられ，資質の保障された中立的な裁判官の判断によってフェアな裁判が導き出されれば，フェアで民主的な所謂「デュー・プロセス」が判決の正当性の根拠となって，敗訴者にも自己の行為の産物を受け入れるべき責任が生じることになる。逆に，判決を下すための手続が不当なものであれば，紛争を真に解決することは困難となる[57]。従来の中国では，当事者の権利が弱いことから訴訟の民主化も妨げられていたが，当事者の意思，人格が十分に尊重されて十分な手続権保障がされ，当事者の主体的地位が確立されて訴訟の民主化の図られること[58]が，判決の確定性を確保するために必要であるだろう。

こうして正当な手続から生まれて効力を生じた判決は，原則として簡単に変更されてはならず，重大な誤りのある場合に限って再審により救済が認められるようになる。特に，英米法圏では，裁判の安定性が特に重視され，実体的正義を一部犠牲にしてでも手続的正義が保障されているので，再審が厳格に制限されている[59]。

中国でも，従来の立法と実務における手続軽視の価値観は踏襲されるべきでないといわれているが，一方で中国では，英米法圏のように手続的正義を絶対視することに賛同せず[60]，やはり実体的正義も再審において無視されるべき価値ではない[61]とする意見も存在する。そのような意見では，手続に問題がなくても，実体に問題があれば，実体的にはやはり不当なもので，当事者の信頼と支持を得ることはできず，手続的正義と実体的正義を兼ね備える判決だけが真に

---

56)　劉洋ほか・前掲注 11）122 頁。
57)　劉洋ほか・前掲注 11）124 頁。
58)　劉洋ほか・前掲注 11）144 頁。
59)　劉洋ほか・前掲注 11）73 頁。
60)　劉洋ほか・前掲注 11）122 頁。
61)　馬燕「論民事再審程序自由裁量権的辺界」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）69 頁。

正当性を有する判決とされるべきであるので，手続的正義を保障する前提でできる限り実体的正義の実現にも努めて双方の両立を図るべきであるとする[62]。

しかし，再審に実体的正義の要請をどこまで反映させるかにかかわらず，民事訴訟の本質的な特性として私的自治が貫かれなければならない以上，再審の開始も当事者の処分権に基礎付けられなければならない[63]。人民法院に再審を申し立てるみちが保障されていながら当事者がそれをしないことは，当事者がその判決の誤りを受け入れたことを意味するので，そのような処分権の行使も私的自治に適うものとして尊重されなければならず，このような場合に国家権力が当事者の意思を無視して職権で再審をすることは，当事者に自らの意思の結果によるものでない利益と負担を帰さしめることにもなり，当事者の私権を侵害することであるといわれる[64]。このため，人民法院の職権と人民検察院の抗訴によって再審がされる制度も見直すべきとする声が高くなっている。

そして，上で論じたように実体的正義の要請も考慮した手続的正義によって判決の確定性が実質的に根拠付けられるとともに，判決の形式的確定力が保障されるためには，法律によって再審の回数と申立期間が適切に制限されなければならない。

早くも『最高人民法院の「中華人民共和国民事訴訟法」の適用における若干の問題に関する見解』[65]（1992 年 7 月 14 日施行）第 207 条，『人民検察院における民事・行政抗訴事件に関する取扱規則』[66]（2001 年 10 月 11 日施行）第 6 条第 4 号，『最高人民法院の人民法院における民事事件の差戻し再審理及び指令再審に関連する問題に関する規定』[67]（2002 年 8 月 15 日施行）第 2 条，第 3 条及びその関係通達（2003 年 11 月 13 日施行）では，再審や抗訴が繰り返される問題がある程度防止されていたが，前者は，再審で原判決が維持された後の当事者による再審申立てに限って一律に制限するもので，中者も，人民検察院の下した審査終結又は不抗訴の決定を不服とする当事者の再度の不服申立てしか制限せず，後者でも，どの方式で裁判監督手続を発動するかにかかわりなく同一の人民法院での

62) 肖玉坤「論民事再審程序実現司法公信的路径」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）91-92 頁。
63) 江ほか『新民事訴訟法審判監督程序講座』新民事訴訟法理解適用叢書（法律出版社，2012 年）14 頁。
64) 劉洋ほか・前掲注 11）74 頁・113 頁。
65) 原語：『最高人民法院関于適用「中華人民共和国民事訴訟法」若干問題的意見』
66) 原語：『人民検察院民事行政抗訴案件弁案規則』
67) 原語：『最高人民法院関于人民法院対民事案件発回重審和指令再審有関問題的規定』

再審が 1 回限りとされただけで，異なる級の人民法院で複数回再審がされる現象は避けられないので，再審回数の制限として不徹底なものであった。

このため，学説では，再審の発動主体や審級にかかわりなく，諸外国並みに民事訴訟法で再審の回数を一律に 1 回に限定すべきとする見解が強かった[68]が，公益に関係する事件について職権により抗訴を提起する場合には，再度の抗訴を認めるべきとする見解もある[69]。

一方，再審申立期間については，学説でも，6 ヵ月であれば，多くの事件は強制執行の申立てがなされておらず，是正が既に困難という状況を避けられる上，諸外国でも半年を超える期間は規定されていないとして，判決，決定が効力を生じてから 6 ヵ月以内にすべきという見解があった[70]が，従来，中国では，他国でいう除斥期間のみが再審申立期間とされていたので，この期間を経過して再審事由を知った当事者の権利を保護しつつ，速やかに再審申立ての権利が行使されるよう，当事者が再審事由を知った日又は知り得べき日からの期間を規定すべきという意見もあった[71]。

人民法院への不服申立てについては，『最高人民法院の人民法院における再審の立件の規律に関する若干の見解（試行）』[72]（2002 年 11 月 1 日施行）第 12 条で 2 年以内に制限され，『最高人民検察院民事・行政検察庁の省級人民検察院における民事・行政抗訴要請事件の取扱いの規律に関する見解』[73]（2001 年 8 月 14 日施行）第 1 条第 5 項でも，高級人民検察院から最高人民検察院に要請する抗訴について，当事者の不服申立てが原則として 2 年以内とされていたが，特に，人民検察院による抗訴事由は当事者の再審申立事由とほぼ同じであるので，当事者の再審申立期間を設けた意味がなくならないように，人民検察院への不服申立ての期間にも当事者の再審申立期間を準用すべきという意見が強い。この点，公益が関係する事件で職権により抗訴を提起する場合には，期間の制限を受けないでよいとする見解もある。

---

68) 何慶=厳久利「民事再審終局性要件的思考」許前飛主編・宮嶋ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）156 頁。

69) 厳国瓊「論法律価値導向下的我国民事抗訴制度的完善」許前飛主編・宮嶋ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）227 頁。

70) 李・前掲注 46）48 頁。

71) 江ほか・前掲注 63）54-55 頁。

72) 原語：『最高人民法院関于規範人民法院再審立案的若干意見（試行）』

73) 原語：『最高人民検察院民事行政検察庁関于規範省級人民検察院弁理民事行政提請抗訴案件的意見』

V　国家権力による関与の是非

前章では，判決の確定性を確保するためには，再審を開始するか否かも処分権主義に基礎付けられる必要があることを確認したが，当事者，人民法院，人民検察院のどの主体によって再審がされるべきかについては，学説では予てから次のような見解があった。

（1）人民法院主導説　再審を開始する上で人民法院が主導的地位に立って，人民検察院が補充的地位に立つとする。

（2）再審の訴え構築説　人民法院と人民検察院の公権力による私法領域への介入を排し，当事者の再審申立てのみによって再審を開始するとする。

（3）監督権人民検察院統一行使説　当事者が再審を申し立てる以外に，裁判監督権は人民検察院のみによって行使されるべきであり，人民法院の職権による再審は撤廃すべきとする。

（4）発動主体多元説　再審の発動主体として当事者，人民法院，人民検察院の3つを併存させるが，当事者による再審申立てを主として，後2者は補助的なものとして一定の制限をするとする。

1990年代までは，人民法院主導説が主流であったが，近年では，再審の訴え構築説が学説の多くによって支持されている[74]。しかし，国家権力が当事者の処分権に取って代わることは決してあってはならないものの，後2者の説のように，国家権力が一定の制限の下で当事者の処分権に適度に干渉することは処分権主義の例外ないし補充として認められるとする見解もある[75]。

現在では，どの学説でも，裁判監督手続を再整備するにあたって，当事者による再審申立てを中心とすることで異論がないが，人民法院と人民検察院による再審を今後の法制においても認めるべきか否かについては，学説上も様々な見解が存在する。

1　人民法院

まず，人民法院の職権による再審について，近年では，主に次のような論拠からその撤廃を主張する意見が学説では主流となっている。

---

74)　江ほか・前掲注63）12頁。
75)　劉洋ほか・前掲注11）85頁。

①　当事者が再審の申立てをしないのに人民法院が自発的に裁判の誤りを発見して職権で再審を開始するのであれば，人民法院が原告と審判者を兼ねることになって裁判の中立性に反する[76]。

②　人民法院の職権により再審が開始されると，私権に対する公権力の不当な干渉とその結果が当事者に強いられて処分権主義に反し，当事者に対する救済の意義に乏しく，結局のところ人民法院の独善にすぎない。

③　既判力の理論によれば，人民法院は，国家の名において自己が下した判決を尊重しなければならず，その判決と矛盾する新たな裁判がされないようにもしなければならない筈であるが，裁判の効力が生じた後も人民法院が自己の裁判をいつでも随意に取消し・変更することは，人民法院自らによって既判力を破壊することであり，人民法院の機能の自己否定である。

また，実務上も，再審を審理する合議法廷にとって，「確かに誤りがある」という院長と裁判委員会，上級人民法院による予断を排除して裁判を下すことが困難となるだけでなく，再審の結果，原判決が維持されるならば，裁判委員会の決定や上級人民法院の指令に反して誤りが是正されなかったという印象を与えるという問題も指摘されている[77]。

しかし，他方では，この制度を全面的に撤廃することは極端であるとして反対し，次のような場合には，まだある程度の必要性があると主張する見解もある。

例えば，第三者の利益を害する裁判は，人民法院による執行中や他の訴訟で発見されやすく，第三者に再審申立権が認められない場合もあり，公益に関係する事件でも，人民検察院が発見できると限らないので，人民法院自らが再審を開始する必要があるとする[78]。

また，中国では，上級人民法院の下級人民法院に対する指導監督が憲法上の要請で，是正すべき原審人民法院の裁判の誤りは，地方保護主義などの要因によって生じることが多いが，上級人民法院によって再審が提起されて管轄されると，司法の腐敗や地方保護主義を避けられることが期待されるとの声もある[79]。

---

[76] 鄧見閣・前掲注 49)。
[77] 江ほか・前掲注 63）30-32 頁。
[78] 江ほか・前掲注 63）32 頁。
[79] 劉洋ほか・前掲注 11）52 頁・242 頁。

さらに，各地の人民検察院では，後述する検察勧告（原語：「検察建議」）が普及しており，これによっても人民法院の職権の発動が促されている。

このほか，この制度は，効力を生じた裁判同士で相互に矛盾して裁判を執行不能なときや，効力を生じた裁判が明らかに不当で社会的に重大な好ましくない影響を及ぼすときなどで実務上，訴訟の行きづまりを解決できる実用的なものであるとする声もあるが，法律に定める「確かに誤りがある」という基準は，具体的に細分化すべきといわれている[80]。

２　人民検察院

人民検察院の抗訴によって再審が開始される制度の存廃についても論争が絶えないが，学説には主に否定説（撤廃説），強化説，折衷説（整備説）の 3 つの見解がある[81]。

（1）否定説（撤廃説）　主に次のような論拠から人民検察院による裁判監督を縮小ないし撤廃すべきとする。

①　裁判の独立とは，裁判官が外部からの干渉を受けることなく法廷で審理して認定した事実とその法解釈によって自由に判決を下すことが保障されることであるが，この制度は，正にその裁判の独立を危うくする。また，そもそも監督者たる人民検察院は，事実認定をするための審理活動に参加していた訳でなく，事後に一件書類から事件を知るだけでは一面的で不正確な認識に陥りやすい[82] ので，実際には誤りとはいえない事実認定や法適用までもが誤りであると人民検察院から指弾されることになり，外部的な監督は困難であるとする指摘もある。

②　人民検察院が職権により抗訴を提起することは，公権力による私権への不当な干渉であり，処分権主義にもとる[83]。また，憲法第 41 条第 1 項の規定が根拠とされて当事者から人民検察院に不服申立てがされ抗訴がされるとしても，1991 年民事訴訟法で当事者による再審の申立てが規定されたことで，当事者の不服申立ての権利は人民法院への再審申立権と変化したのであるから，この憲

80)　王朝輝・前掲注 27）26 頁。
81)　江ほか・前掲注 63）139 頁。
82)　王莉『民事訴訟与検察監督』（中国検察出版社，2012 年）202 頁。
83)　帥・前掲注 15）233 頁。

法の規定は，人民検察院への不服申立ての根拠として不十分なものであるという見解もある[84]。

③ 人民検察院によって抗訴が提起されると，必然的に人民検察院が一方当事者の立場を支持し，相手方当事者は強大な公権力に対峙することになるので，双方当事者の平等を前提とする民事訴訟の対審構造が損なわれ[85]，手続的正義の要請にもとる。人民検察院は，抗訴事件の判決変更率を引き上げようとして，不服申立人に有利な証拠を自発的に調査収集して，不服申立人に不利な証拠は無視していることがあるが，このようにして，当事者間の武器対等の原則に反し双方当事者の不平等をもたらすことになって[86]，人民検察院が法律監督者でなく不服申立人の代理人かのごとき様相を呈するようになり，人民検察院の機能が変質するという指摘もある[87]。

(2) 強化説 人民検察院が法律監督機関として抗訴を提起して民事裁判の見直しを求めることに賛成し，擁護するもので，次のような論拠からこの制度は強化されるべきとする。

① 中国憲法は，人民法院と人民検察院のいずれにも国家の司法機関として同等の地位を与え，同じ司法権の中で権力の分立と抑制，均衡を図っているので，検察監督の概念も存在しない西側諸国の三権分立の思想をもって民事検察監督制度の存在理由を安易に否定するべきでない[88]。司法機関と位置付けられておらず司法判断の権能を有しない党委員会，人民代表大会，地方人民政府などの機関が人民法院に対して政治的権威や人民法院の財政に対する影響力を行使することは，司法権の独立を害することになるが，同じ司法機関である人民検察院による法律監督であれば，司法権の独立も保たれる。また，人民検察院には，当事者と人民法院以外のより客観的・中立的な第三者としての機能も期待されるので，検察監督は強化され整備されるべきとする[89]。

② 中国では，人民法院が常に自己弁護に動くことで，再審されるべき事件に再審がされてこなかったので，当事者の再審申立てが人民法院から不当な却下又は不作為にあったときに，人民検察院に抗訴を求めることができるように

---

84) 劉国華・前掲注 47）125 頁。
85) 李・前掲注 46）47 頁。
86) 帥・前掲注 15）232 頁。
87) 牛=張・前掲注 16）169 頁。
88) 王莉・前掲注 82）188 頁。
89) 詹=田・前掲注 29）212-213 頁。

して，法律監督機関である人民検察院が人民法院を監督して，再審の必要があると認める場合に抗訴によって人民法院に再審を義務付けることで，当事者の訴権を保障する必要がある[90]。

③　当事者の能力によって取得不能な証拠の調査収集[91]が人民法院に不当に拒否された場合などで抗訴によって人民法院の事実認定が適正なものとなるよう監督し，法適用の誤りによって国家の法律が社会に誤って宣言されないようにするためにも民事検察監督の必要性が認められる[92]。

④　実際に中国において，誤りのある事件の多くは，一部の裁判官の不正行為によるものであるが，人民法院内部の監督によっては是正の効果も不十分であるので，外部の法律監督機関である人民検察院が抗訴を提起して司法の腐敗を防止することが不可欠である。特に，人民検察院の民事抗訴は，上級人民検察院から上級人民法院に対してなされ，地方保護主義の影響を除去する効果が期待されるので，民事抗訴の重点を司法の腐敗に置くべきという見解もある[93]。

また，人民検察院には，抗訴を提起する以外に任意的な監督方式である検察勧告を提起して，人民法院の職権による再審の開始を促して誤りを是正してきたという実績もある。

(3) 折衷説（整備説）　前 2 者の説ほど極端なものでなく，次のような論拠から抗訴による監督を現段階では撤廃すべきでないとするが，公益に関係する範囲に徐々に制限すべきであるとする[94]。

①　抗訴による監督は，既に効力を生じた裁判のみを対象とする事後的な監督にとどまる上，人民検察院は手続的な権限として抗訴権を有するのみで，自己の判断を人民法院に強いることはできず，原判決を維持するか又は取り消すかは人民法院の専権であるので，裁判権の独立は尊重されている。このように，独立した法律監督権に実体的処分権を与えない[95]ことは，レーニンが「検事は，……適法でないあらゆる決定に異議を申し立てる義務をもっているのだが，」

[90] 鄧見閣・前掲注 49）。
[91] 1991 年民事訴訟法第 64 条第 2 項。
[92] 王莉・前掲注 82）198 頁。
[93] 厳・前掲注 69）221 頁・223 頁，王莉・前掲注 82）187 頁。
[94] 江ほか・前掲注 63）140 頁。
[95] 詹=田・前掲注 29）213 頁。

「なんの決定権ももっていない……検事のただ一つの権利と義務は，事件を裁判所の決定にゆだねることである」と述べている[96] ことにも合致する。

② 制度上，民事抗訴は人民検察院の職権によっても提起されるが，実際には，それは極めて少なく，抗訴事件の 100%近くは当事者の不服申立てに応じて発生しているので処分権主義に抵触しない。人民検察院の抗訴権は，当事者の訴権と調和する[97] ので，公権力で不当に私権に干渉するものにはなり得ない。

③ 実務上，民事抗訴は，一方当事者の不服申立てに応じて提起される点で不服申立人に有利で相手方に不利なように見えるが，人民検察院は法律監督機関として法的に中立である。抗訴も人民法院の裁判活動の適法性に対するもので，一方当事者の権利が公権力（裁判権）による侵害を受けてその平等が保障されなかった場合に，もう一つの公権力（検察権）によって再審を開始して，失われた訴訟構造の均衡を回復する作用を果たすものであるので，当事者双方の平等が害されることはない[98]。

これらの論拠から，折衷説（整備説）の下では，当事者の権利にしか関係しない通常の民事事件に抗訴する人民検察院の権限を現段階で撤廃するのは，時期尚早と考えられている[99]。しかし，この制度が従来のまま存置されると，これまで論じてきたような判決の不確定性の問題があるので，民事抗訴にもやはり必要な制限がされなければならない。

このため，通常の民事事件については，処分権主義を貫いて当事者の不服申立てを抗訴提起の要件とし，再審申立てなどの私権による一切の救済手段が尽くされた後の最後の手段として謙抑的に抗訴がされるべきであるとされる[100]。

このようにして，最終的には，通常の民事事件については抗訴権を撤廃して，人民検察院は，公益が害された場合に限って抗訴を提起するようにすべきといわれる。公益に関する事件として，近年では，環境汚染訴訟や消費者利益訴訟など不特定多数者の利益が侵害される事件や，国有企業の資産再編で共謀して

---

96) ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス=エンゲルス=レーニン研究所編（マルクス=レーニン主義研究所レーニン全集刊行委員会訳）『レーニン全集　第 33 巻』（大月書店，1959 年）377-378 頁。
97) 詹=田・前掲注 29）213 頁。
98) 王莉・前掲注 82）191 頁。
99) 江ほか・前掲注 63）28 頁。
100) 韓兆印=呉軼男「民事抗訴案件再審程序規範的缺失和完善」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）188 頁，厳・前掲注 69）226 頁。

国有資産が横領される事件，公共投資の分野で発注側と受注側が一部の者の利益のために公益を害する事件も現れているが，これらの事件には，当事者の自由な処分を放任すべきでないので，人民検察院が法律監督機関として自ら積極的に介入して抗訴を提起することが認められるべきと考えられている[101)]。

Ⅵ　法律の規定の変遷

前々章では,「実体重視, 手続軽視」という再審制度のあり方の変革について,前章では，人民法院の職権と人民検察院の抗訴により再審が開始される制度の存廃を巡る議論について, それぞれ主要な学説を整理してきたが, この章では,近年の立法と司法解釈ではどのような考え方が採用されているかを検討することで，中国における再審制度の変革の動きを批評する。

１　2007 年法

2007 年の民事訴訟法改正では，改正前の曖昧で抽象的にすぎた第 179 条第 1 項の再審事由が具体化・明確化されて増やされ，大幅に改正されたことが最も目立った点となっている。すなわち，当事者が直近の上級人民法院に是正を求めることのできる再審事由が

①原判決，原決定を覆すに足る新しい証拠があること。

②原判決，原決定の認定する基本事実が証拠による証明に欠けていること。

③原判決，原決定において事実認定の主要証拠が偽造されたものであること。

④原判決，原決定において事実認定の主要証拠に証拠調べがされていないこと。

⑤事件の審理に必要な証拠について，当事者が客観的な理由によって自ら収集することができないため，人民法院に調査，収集するよう書面により申し立てたにもかかわらず，人民法院が調査，収集しなかったこと。

⑥原判決，原決定において法の適用に確かに誤りがあること。

⑦法律の定めに違反し，管轄が誤っていること。

101)　江ほか・前掲注 63）28-29 頁。

⑧裁判体の構成が不適法であるか，又は法に基づき回避すべき裁判要員が回避しなかったこと。

⑨訴訟行為能力のない者に法定代理人が代わって訴訟をしていないか，又は訴訟に参加すべき当事者がその者若しくはその訴訟代理人に帰することができない事由によって訴訟に参加していないこと。

⑩法律の定めに違反して，当事者の弁論する権利が剥奪されていること。

⑪呼出状による呼出しがされず，欠席のまま判決がされたこと。

⑫原判決，原決定が訴訟請求を脱漏しているか，又は超えていること。

⑬原判決，原決定を下す根拠となった法律文書が取り消されたか，又は変更されたこと。

とされ，さらに同条 2 項で，上記の事由以外で法定の手続に違反し，事件の正当な判決，決定に影響し得る場合，又は裁判要員がその事件を審理するときに汚職収賄をし，私情から不正を行い，法を曲げて裁判をする行為をした場合にも，人民法院は，再審をしなければならないとされた。

また，このように再審事由が整備されることで，従来の抽象的にすぎる再審事由が恣意的に解釈される問題もある程度改善されたが，中国には「宜粗不宜細」（大雑把がよく，細かいのはよくない）という伝統的な立法思想があって，改正後の規定も依然具体性・明確性に欠ける部分があったので，2008 年 11 月 10 日に『最高人民法院の「中華人民共和国民事訴訟法」の裁判監督手続の適用における若干の問題に関する解釈』[102] が制定されて，その第 10 条から第 18 条で，民事訴訟法第 179 条第 1 項第 1 号，第 2 号，第 5 号から第 7 号，第 10 号，第 13 号，第 2 項の再審事由の構成要件に該当するものが明らかにされている。

そして，再審事由についてはこのような見直しがされたものの，再審の発動主体については，基本的に上述した発動主体多元説が採用され，人民法院の職権により再審がされる制度が存置されて，その要件も従来のまま踏襲された。上記の司法解釈第 30 条では，当事者の再審申立ても人民検察院の抗訴もされていない事件で公益が害されるときなどにこの権限が発動されるべきことが明ら

[102] 原語：『最高人民法院関于適用「中華人民共和国民事訴訟法」審判監督程序若干問題的解釈』

かにされているが，この制度が存置されたのは，人民法院に大きな自由裁量の余地を残し，政策的・技術的な理由で再審を開始するためと推測されている[103]。

民事抗訴制度も，民事再審制度の重要な構成部分とされてさらに整備され，人民検察院による抗訴の殆どが当事者の不服申立てに応じたものであるという実態を反映して，第 187 条で抗訴事由と第 179 条の再審申立事由が統一されている。

また，再審申立期間についても，長年定着した 2 年の期間を短縮すれば，再審申立ての困難の解決を目標とするこのときの法改正では社会大衆と当事者に受け入れられにくいことが考慮されて，諸外国よりも長めの従来の再審申立期間が第 184 条で従来のまま据え置かれた[104]。却って，第 179 条第 1 項第 13 号，第 2 項後半の再審事由に関して，2 年経過後にこれらを知った日又は知り得べき日から 3 ヵ月以内に再審の申立てを認める例外も設けられ，再審申立期間の制限については逆に緩和されている感すらある。

再審開始の期間及び回数については，この他に何ら規定がされることもなく，人民法院と人民検察院は従来同様いつでも再審を開始することができ，当事者の私権の行使としての再審申立てより人民法院の職権や人民検察院の抗訴などの国家権力の介入による再審の方が制限が小さいという状況が改善されなかったため，当事者による不服申立てが乱発されるままとなっていた。

これらのことから，2007 年の法改正は，再審申立ての困難を解決して，当事者の再審申立てをする権利を保障することに専ら重点を置くものであり，再審の開始を適切に制限することで，これまで不服申立てや再審が殆ど無制限になされていたという問題を解決する上では目立った効果がなく，そもそもその意図すら希薄であったことを否定し得ないものであったと批判する声もある[105]。伝統的に追求されてきた客観的事実を法的事実に代える点では前進があったが，再審手続における価値観が根本的に変化することもなく，むしろ新旧の価値観が矛盾して交錯しているだけであったという指摘もあり[106]，効力を生じた裁判の確定性が保障されないという問題は依然未解決のまま放置するものであった。

---

103) 鄧自力「論民事再再審的重開和終局構成」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）147 頁。
104) 江ほか・前掲注 63）55 頁。
105) 劉国華・前掲注 47）119 頁。
106) 呂容亮=閻強「以終局性為目的，談民事再審改判標準」許前飛主編・宮鳴ほか副主編『審判監督与司法公信』中国審判理論研究叢書（法律出版社，2012 年）107 頁。

このように，2007 年法は，再審の開始を適切に制限して裁判の確定性を確保する上でなお多くの課題を次回の法改正に残すことになった。

２ 2012 年法

2012 年法では，第 200 条で第 5 号の事件の審理に必要な証拠が「主要証拠」に限定されて，従前の第 7 号の管轄の誤りに関する事由と第 2 項前半の法定手続の違反についての抜け穴防止条項が削除され，この法改正を受けて 2014 年 12 月 18 日に制定された『最高人民法院の「中華人民共和国民事訴訟法」の適用に関する解釈』[107)]の第 387 条から第 394 条で，民事訴訟法第 200 条第 1 号，第 4 号，第 6 号，第 9 号，第 11 号から第 13 号の再審事由について明らかにする規定が改めて置かれている。

再審の発動主体についても引き続き発動主体多元説が採られており，人民法院の職権により再審がされる制度も，最高人民法院はこの制度の撤廃を提案しようとしたという[108)]が，何らの改善もされることなくそのまま据え置かれている。

そして，民事検察監督についても，これを整備し強化することが主流的な見解となっていたことから，従来の折衷説（整備説）から強化説に転換されており[109)]，第 208 条第 2 項で，人民検察院が法律監督権を行使する法定の方式として検察勧告が追加されている。

検察勧告も抗訴と同様に人民検察院が人民法院に再審を開始させるものであるが，抗訴が上級人民検察院から上級人民法院に提起して再審を強制するのに対し，検察勧告は，原審人民法院に同級の地方各級人民検察院から注意喚起をして，自ら職権により再審を開始するよう促す任意のものであるので，瑕疵が比較的重大でない事件には検察勧告を提起するに留めて，本当に再審が必要な事件にのみ謙抑的に抗訴が提起されるようになることが期待される。

そして，これらの検察監督は，従来から当事者の不服申立てに応じてなされることが多かったので，第 209 条第 1 項では，その要件についても定められている。すなわち，当事者が人民検察院に法律監督権の行使を求めることは，再

---

107) 原語：『最高人民法院関于適用「中華人民共和国民事訴訟法」的解釈』
108) 江ほか・前掲注 63）33 頁。
109) 江ほか・前掲注 63）140 頁。

審申立てが人民法院から却下若しくは不作為にあって本来の私権による救済手段が尽くされた後での公権力による二次的・補充的な救済手段，又は抗訴若しくは検察勧告がされていない再審裁判に明白な誤りがある場合の救済手段と位置付けられた。

人民法院への再審申立てを人民検察院への不服申立ての前置手続として，両者の優先順位を明確に定めることは，学説の多くで唱えられてきたが，これが法律に採用されたことは，民事検察監督の改革において最も重大な点であり，歴史的な変化であったといえよう。この結果，従来にあったような，人民法院への再審申立てと人民検察院への不服申立てが同時並行になされて複数の再審が開始され，同じ人民法院内の異なる法廷で或いは上下級人民法院で重複した審理が行われて矛盾した判断が生じるなどの問題も解決された。

また，このほかにも，再審開始のさらに明確な制限として再審申立期間に初めて大幅な見直しがされ，第 205 条で，効力を生じた判決，決定が短期間で「確定」するように再審申立期間が 6 ヵ月に短縮される一方で，第 200 条のうち第 1 号の新しい証拠，第 3 号の主要証拠の偽造，第 12 号の法律文書の取消し又は変更，第 13 号の裁判要員の不正行為に関する再審事由を知った日又は知り得べき日からの期間が 6 ヵ月に延長された。

そして，この 6 ヵ月の期間は，人民検察院への不服申立ては先に人民法院に再審の申立てをすることが前提とされた以上，人民検察院への不服申立ても必然的に制限することになる。抗訴又は検察勧告がされていない再審裁判に明白な誤りがある場合はこの制限を受けず，再審申立ての却下又は人民法院の不作為があった後の不服申立て自体の期限については具体的な規定がないので，実務上，人民検察院によって適切な運用がされる必要があるであろう[110]が，かつてのように再審申立期間の制限を免れるために人民検察院への不服申立てを利用することは許されなくなっている。

さらに，不服申立ての濫用と再審の繰返しを防止する上で決定的なこととして，再審の回数も明確に制限された。

すなわち，第 209 条第 2 項で，人民検察院への不服申立てが 1 回限りに制限され，その後，『最高人民法院の「中華人民共和国民事訴訟法」の適用に関する

---

110)　江ほか・前掲注 63）165 頁。

解釈』[111] 第 383 条第 1 項で，①再審申立てが却下された後で再度提起する再審申立て，②再審裁判について提起する再審申立て，③当事者の不服申立てに対して検察勧告又は抗訴を提起しない旨の決定が下された後で提起する再審申立てが，人民法院に受理されない旨が規定された。こうして，人民法院への再審申立てと人民検察院への不服申立てがそれぞれ 1 回限りであることが厳格に確認されたが，このことは，判決になお瑕疵があっても当事者に与えられた救済手段は尽くされているので，手続の安定性が守られるべきとする手続重視の考え方によるものであるといえよう。

そして，人民検察院自らの職権による抗訴又は検察勧告についても，公益に関係する事件でない限り，人民検察院は当事者の申立てに基づいて抗訴又は検察勧告を提起すべきとするのが処分権主義の要請であり，第 209 条の存在理由であるので，当事者の申立てがないか，又は人民検察院に一度処理されたことがある場合には，人民検察院の職権による抗訴又は検察勧告は許されないと学説では解されている[112]。

上述のように，2012 年の法改正では，2007 年の法改正でなされなかった不服申立ての濫用防止と再審の制限に重点が置かれ，中国の民事訴訟法制において判決の確定性を確保する上で史上初めて本格的な立法がなされている。

一方で，人民法院の職権により再審がされる制度が存置されていることは，検察勧告に応じて再審が開始される前提としてその必要性があったと考えられるが，様々な理由で自由裁量権が濫用されて不当に再審が開始される可能性を残している[113] ので，人民法院自らの職権発動は，最終的な救済手段として位置付けられるべきであろう[114]。

このように，2012 年法では，解決すべき課題がすべて解決されているとは言い難いが, 3 つある再審の発動主体が存置されつつもその優先順位が明確化されることで当事者の処分権が重視されて職権主義が大きく後退している。また，2007 年の法改正以来，再審事由が具体化・明確化されていることに加えて，再審開始の期間と回数にも合理的な制限がされる点で諸外国並みの水準に近づき，

---

111)　原語：『最高人民法院関于適用「中華人民共和国民事訴訟法」的解釈』
112)　江ほか・前掲注 63）150 頁。
113)　劉洋ほか・前掲注 11）173 頁。
114)　江ほか・前掲注 63）33 頁。

市場経済社会の民事訴訟制度に相応しく「効力を生じた判決」を「確定判決」とする上で大きな前進があったといえよう。

Ⅶ　おわりに

従来の中国では，判決を「確定」させて紛争を解決するよりも国家権力の意思と必要に個人が服することを要求していた前近代の封建社会と計画経済体制下で当事者の処分権が否定され，マルクス主義認識論から導かれる「実事求是，有錯必糾」という指導思想に基づいて，民事訴訟が紛争解決ではなく客観的真実の追究の場と位置付けられて，国家権力が客観的真実の積極的な解明に責任を負っていた結果，再審は無制限のものとなり，判決の「確定」という観念は長い間希薄なままにされてきた。

だが，民事訴訟の法制度は，民事紛争を解決する必要に応えて設けられ，経済の発展とも密接に関連するものである。社会主義市場経済が高度に確立された今日では，紛争解決の機能が強く必要とされてきた結果，手続的正義や法的安定性なども次第に重視されるようになった。手続を軽視する古代からの伝統は近現代になってもなお頑なに生き延びていたが，手続こそ真の法治に不可欠なものである。裁判監督手続の指導思想にも現実的な修正をして「実事求是，依法糾錯」とするべきという見解もあるが，私見では，従来の「実事求是，有錯必糾」を誤りとするのではなく，糾すべき「錯」とは手続権保障の誤りであると解釈される余地もあると考える。そのようにして，法的事実を立証する責任は当事者に負わせる反面，当事者の処分権が十分に尊重されて当事者自らの意思と手続的正当性によって確定判決の正当性が裏付けられるようにし，裁判監督もそれに主眼を置くようにすべきである。そしてその上で，再審制度も，手続が絶対視されて実体的正義が軽視されるのでなく，手続的正義の重視と実体的正義の追求が十分に均衡のとれたものとされる必要がある。

また，人民法院と人民検察院の介入により再審が開始される法制は，西側諸国にないものであるが，かつての職権主義から処分権主義に転換し，再審開始の主要な方式をあくまで当事者の処分権行使である再審の申立てとして，国家権力の介入は，当事者の処分権の補充又は公益保護のためになされるとする構

成は，それなりに合理的なものと考えられる。特に検察監督は，裁判官による裁判を絶対視しないという点でユニークなものであるが，公益が深く関係する現代型訴訟などで，一部の地方で根強く残存する地方保護主義を克服するため，或いは必ずしも双方当事者が対等な立場にない個人対企業又は行政機関といった構図で双方当事者の対等性を回復させるために活用が期待されるのでないかと思われる。

いずれにしても，一つの制度はその存在に適した土壌の上に確立されなければならず，中国においても，社会主義の根本的な制度が変革されない現時点では，再審制度を安易に西側諸国のような法制に変革することは適さないと考えられるが，いかなる国の法制度であっても，他国の原則や基準を盲目的に移植するべきではなく，他国の法制度の精華を吸収しつつも，その国固有の制度的背景や法文化の伝統などが十分に考慮されなければならない。現在の中国の法制が，冒頭で述べたように，社会主義法制の基礎に資本主義法制を接ぎ木するような世界法制史上稀有な現象を見せている中，中国の再審制度では，正にそのような変革がされているところであるといえよう。

※ なお，本稿は，2018 年 3 月に筆者が中央大学法学部から「学士（法学）」の学位を授与された同題の学士学位論文に若干の加筆をしたものである。